

高知県次世代型ハウス・農業クラスター促進事業実施要領

第1 目的

この要領は、高知県次世代型ハウス・農業クラスター促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第16条及び要綱別表の規定に基づき、高知県次世代型ハウス・農業クラスター促進事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 補助対象事業

要綱別表に規定する「別に定める補助対象要件」は、別記のとおりとする。

また、要綱別表に規定する「農業クラスタープラン」は、次世代型ハウスの整備等による概ね50a以上の生産面積の拡大を核として、異なる2業種以上の関連産業が集積する計画であり、「農業クラスターイメージ図（参考様式1）」、「農業クラスタープロジェクト工程表（参考様式2）」及び「農業クラスター計画書（参考様式3）」からなり、補助金交付申請までに市町村が策定するものとする。ただし、ここでの生産面積の拡大とは、平成26年度以降に行われたものに限る。

第3 実施手続き

（1）事業採択申請書の提出

要綱別表に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）は、事業採択申請書（様式1）を作成し、知事に提出するものとする。

（2）事業実施計画の審査

県は、農業振興部関係課で構成する「高知県次世代型ハウス・農業クラスター促進事業採択委員会」（以下「採択委員会」という。）を設置し、採択委員会において、事業実施計画書等を審査する。

（3）審査結果の通知

県は、補助事業者に対し、審査結果を通知するものとする。

第4 利用状況報告書の提出

次世代型ハウス整備事業及び生産関連施設整備事業については、その利用状況について、様式8により、事業実施後5年間、毎年度4月30日までに報告しなければならない。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、当該事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年7月14日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、平成29年4月4日から施行し、改正後の規定は平成29年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 3 月 20 日から施行し、改正後の規定は平成 30 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 5 日から施行し、改正後の規定は平成 31 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 26 日から施行し、改正後の規定は令和元年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 15 日から施行し、改正後の規定は令和 2 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 15 日から施行し、改正後の規定は令和 2 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 5 日から施行する。